

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		高月福祉ステーション		
施設所管課		健康福祉部長寿推進課		
施設概要		所 在 地：滋賀県長浜市高月町西物部73番地1 構造・面積：鉄筋コンクリート造フッ素樹脂鋼板葺平屋建 敷地面積 5, 201. 00㎡ 延床面積 1, 803. 00㎡ 開設年度：平成6年4月 施設内容：・通所介護事業所 ・高齢者福祉センター		
募集概要	募集方法	公募		
	募集要項配付期間	令和8年7月15日～令和8年8月17日		
	申請書類受付期間	令和8年8月10日～令和8年8月17日		
	指定期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）		
	指定管理業務内容	①長浜市福祉ステーション条例（平成18年長浜市条例第112号）（以下「施設条例」という。）第3条第3号に掲げる事業の実施に関する業務 ②施設条例第3条第2号及び第6号に掲げる事業の実施に関する業務 ③その他介護保険の保険給付として行う事業に関する業務 ④管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ⑤管理施設の使用許可に関する業務 ⑥管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑦その他市長が必要と認める業務		
	指定管理料限度額	令和9年度 8, 779, 000円 令和10年度 8, 779, 000円 令和11年度 8, 779, 000円 令和12年度 8, 779, 000円 令和13年度 8, 779, 000円 ※ 消費税法第6条第1項別表第2第7号ロにより消費税及び地方消費税は非課税扱いとなります。		
応募状況		申請者（合計1者）		共同申請の場合の構成
		所在地 名称		
		申請者	滋賀県長浜市湖北町速水2745番地	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
審査の概要及び結果	審査方式	長浜市指定管理者選定第1委員会において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査した。		
	選定委員会委員	5人		
	審査経過	第1回選定委員会（令和8年7月13日開催） 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第2回選定委員会（令和8年9月1日開催） 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。		

審査基準		1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準																														
審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会																														
	審査結果及び理由	【審査基準に基づく採点結果】 <table><tr><th>審査基準</th><th>配点</th><th>申請者の点数</th></tr><tr><td>審査基準 1</td><td>3 0</td><td>2 6 . 8 0</td></tr><tr><td>審査基準 2</td><td>8 0</td><td>6 2 . 2 0</td></tr><tr><td>審査基準 3</td><td>2 0</td><td>1 5 . 6 0</td></tr><tr><td>審査基準 4</td><td>6 5</td><td>5 5 . 4 0</td></tr><tr><td>審査基準 5</td><td>5</td><td>3 . 8 0</td></tr><tr><td>合計</td><td>2 0 0</td><td>1 6 3 . 8 0</td></tr><tr><td>(参考) 1 0 0 点換算割合</td><td>1 0 0</td><td>8 1 . 9 0</td></tr></table> 【指定管理料の提示額】 <table><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr><tr><td>社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会</td><td>8, 7 7 9, 0 0 0 円／年</td></tr></table> 【理由】 これまでの管理運営実績や利用者等への丁寧な対応、人材育成を積極的に行うことで人材確保に努めていることや、本施設を拠点として活用し地域の各団体と連携することで地域福祉を推進していることを評価された。 今後も地域や各団体等との連携や、法人のスケールメリットを生かし、効率的な施設管理が行えると認められることから指定管理者の候補者として適当と判断した。			審査基準	配点	申請者の点数	審査基準 1	3 0	2 6 . 8 0	審査基準 2	8 0	6 2 . 2 0	審査基準 3	2 0	1 5 . 6 0	審査基準 4	6 5	5 5 . 4 0	審査基準 5	5	3 . 8 0	合計	2 0 0	1 6 3 . 8 0	(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	8 1 . 9 0	申請者	提示額	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	8, 7 7 9, 0 0 0 円／年
	審査基準	配点	申請者の点数																													
	審査基準 1	3 0	2 6 . 8 0																													
	審査基準 2	8 0	6 2 . 2 0																													
	審査基準 3	2 0	1 5 . 6 0																													
	審査基準 4	6 5	5 5 . 4 0																													
	審査基準 5	5	3 . 8 0																													
	合計	2 0 0	1 6 3 . 8 0																													
	(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	8 1 . 9 0																													
申請者	提示額																															
社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	8, 7 7 9, 0 0 0 円／年																															
社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会																																
【理由】 長浜市指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条各号のいずれにも適合し、最も適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を高月福祉ステーションの指定管理者の候補者に選定した。																																
市が選定する指定管理者の候補者																																